

再検討後	再検討前
1～3 略	1～3 略
<p>4 汚水事業の将来計画について</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 収益的収支の将来計画について（汚水事業）</p> <p>① 略</p> <p>② <u>図表 28 修正</u></p> <p>③ <u>図表 29 修正</u></p> <p>(8) 審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について</p> <p>収益確保や費用節減に取り組み経営努力を行ったとしても、令和5年度以降の一般会計繰入金の減収という経営課題に対処することが困難です。</p> <p>これを受け、審議会の答申書は令和5年度から「下水道を使用される方に公平に負担を求めするため、一律30%増の料金改定を提案」しています。</p> <p>当市の下水道事業は事業開始以来、消費税の増税を除き、一度も使用料増の料金改定を行わず、収益確保や費用節減の経営努力を行いながら、事業を継続してきました。<u>しかしながら、将来計画の経営課題に対処するため、当市もこの答申書の考え方を尊重しつつ、市議会やパブリックコメントの意見を踏まえ、激変緩和措置として令和5年度から令和7年度までは下水道使用料を現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、料金改定する計画で経営戦略を改定します。</u></p> <p>(9) 使用料の料金改定について</p> <p>① 三原・本郷地域の料金改定（案）</p> <p><u>三原・本郷地域の具体的な料金改定案は図表 30、図表 31 のとおりです。</u></p> <p><u>図表 30、図表 31 修正</u></p> <p>② 大和地域の具体的な料金改定（案）</p> <p><u>特定環境保全公共下水道区域・農業集落排</u></p>	<p>4 汚水事業の将来計画について</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 収益的収支の将来計画について（汚水事業）</p> <p>① 略</p> <p>② <u>図表 28</u></p> <p>③ <u>図表 29</u></p> <p>(8) 審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について</p> <p>収益確保や費用節減に取り組み経営努力を行ったとしても、令和5年度以降の一般会計繰入金の減収という経営課題に対処することが困難です。</p> <p>これを受け、審議会の答申書は令和5年度から「下水道を使用される方に公平に負担を求めため、一律30%増の料金改定を提案」しています。</p> <p>当市の下水道事業は事業開始以来、消費税の増税を除き、一度も使用料増の料金改定を行わず、収益確保や費用節減の経営努力を行いながら、事業を継続してきました。<u>しかしながら、将来計画の経営課題に対処するため、当市もこの答申書の考え方を尊重し、令和5年度から下水道使用料を一律30%増、料金改定する計画で経営戦略を改定します。</u></p> <p>(9) 使用料の料金改定について</p> <p><u>令和5年度以降行うこととして推計した具体的な料金改定の内容は、図表 30、図表 31、図表 32 のとおりです。</u></p> <p><u>図表 30、図表 31、図表 32</u></p> <p>料金改定を行った場合の収益的収支の将来計画は図表 33 のとおりです。</p> <p>一般会計繰入金は令和5年度以降、減少しますが、使用料収入が増加し、計画期間内に当期純利益（黒字）を確保できる見込みです。</p>

<p>水事業区域の家庭における具体的な料金改定案は、<u>図表 32-1 のとおりです。</u></p> <p><u>図表 32-1 追加</u></p> <p><u>小型浄化槽（市町設置型）区域の家庭における具体的な料金改定の内容（案）は、図表 32-2 のとおりです。</u></p> <p><u>図表 32-2 追加</u></p> <p><u>事業所等における具体的な料金改定の内容（案）は、令和 5 年度から令和 7 年度については、現行比 20%増とし、令和 8 年度からは、現行比 30%増とします。</u></p> <p>料金改定を行った場合の収益的収支の将来計画は図表 33 のとおりです。</p> <p>一般会計繰入金は令和 5 年度以降、減少しますが、使用料収入が増加し、計画期間内に当期純利益（黒字）を確保できる見込みです。</p> <p><u>図表 33 修正</u></p>	<p><u>図表 33</u></p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 経営方針</p> <p>経営方針 1～2 略</p> <p>経営方針 3</p> <p>使用料の増収を図るため、下水道の処理区域内における未接続者に対して、広報誌・文書等を通じ効率的に普及促進を図り早期水洗化を促し、公共下水道事業の下水道水洗化（接続）率を令和 2 年度末 91.7%から令和 14 年度末までに 94.2%まで向上させます。</p> <p><u>令和 5 年度から現行比 20%増、令和 8 年度からは現行比 30%増の料金改定を実施します。料金改定を行うにあたり、下水道使用者の方に向けて、広報誌等を利用した周知活動に取り組みます。</u></p> <p><u>下水道使用料の収納率（令和 3 年度実績）は、三原・本郷地域で 99.6%、大和地域で 98.1%です。下水道使用料の徴収事務を委託している水道事業と連携を図り、計画期間内においても現在の収納率を維持・向上してまいります。税外債権としての受益者負担金の収納率（令和 3 年</u></p>	<p>6 経営方針</p> <p>経営方針 1～2 略</p> <p>経営方針 3</p> <p>使用料の増収を図るため、下水道の処理区域内における未接続者に対して、広報誌・文書等を通じ効率的に普及促進を図り早期水洗化を促し、公共下水道事業の下水道水洗化（接続）率を令和 2 年度末 91.7%から令和 14 年度末までに 94.2%まで向上させます。</p> <p><u>令和 5 年度以降、下水道を使用されている方へ一律 30%増の料金改定を実施します。料金改定を行うにあたり、下水道使用者の方に向けて、広報誌等を利用した周知活動に取り組みます。</u></p> <p><u>さらに、下水道使用料の徴収事務を委託している水道事業と連携を図り、収納率向上、未収金の減少に努めます。</u></p> <p>また、サービスの質を維持しながら、効率的な経営に努めていきます。</p>

<p><u>度実績</u>)は96.3%です。計画期間内においても<u>適切な滞納処分に取り組み、現在の収納率を維持・向上してまいります。</u></p> <p>また、サービスの質を維持しながら、効率的な経営に努めていきます。</p>	
<p>7 将来計画（全体版）について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>図表 35 修正</u></p> <p>(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>投資以外の経費についての考え方・検討状況</u></p> <p>民間活力の活用については、公民が連携して公共サービスの影響を行うスキームであるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）等による民間ノウハウや技術の活用を今後検討し、積極的に活用していきます。</p> <p>また、令和2年11月に三原市長が宣言した「デジタルファースト宣言」に基づき、ICT（情報通信技術）を積極的に活用することで、市民の皆さんへの良質な下水道サービスの提供、下水道施設の維持管理の効率化、危機管理能力の向上を図っていきます。</p> <p><u>小型浄化槽事業（市町設置型）については、令和5年度に料金改定を行ったとしても、使用料収入だけでは維持管理費を賄えきれない事業構造となっています。また、市全体の浄化槽使用者の公平性の観点から、小型浄化槽のあり方について、今後検討してまいります。</u></p>	<p>7 将来計画（全体版）について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>図表 35</u></p> <p>(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>投資以外の経費についての考え方・検討状況</u></p> <p>民間活力の活用については、公民が連携して公共サービスの影響を行うスキームであるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）等による民間ノウハウや技術の活用を今後検討し、積極的に活用していきます。</p> <p>また、令和2年11月に三原市長が宣言した「デジタルファースト宣言」に基づき、ICT（情報通信技術）を積極的に活用することで、市民の皆さんへの良質な下水道サービスの提供、下水道施設の維持管理の効率化、危機管理能力の向上を図っていきます。</p> <p><u>小型浄化槽事業（市町設置型）については、令和5年度に料金改定を行ったとしても、使用料収入だけでは維持管理費を賄えきれない事業構造となっています。今後、抜本的な事業見直しを検討する必要があります。</u></p>
<p>別紙 1～3 修正</p>	<p>別紙 1～3</p>
<p>参考資料 1～5 略</p> <p>参考資料 6 <u>追加</u></p>	<p>参考資料 1～5 略</p>

※【概要版】についても【全体版】の再検討箇所に合わせて修正しております。